

環境にやさしい下水道

☎ 下水道課管理業務係 ☎ (95) 9911

下水道事業受益者申告書を送付します

7月1日に、今年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を決定する公告を行いました。この負担金を賦課するために、負担金を支払うための申告書を送付するので、11月30日(月)までに返送してください。令和3年6月から、賦課対象区域で徴収する下水道事業受益者負担金の大切な資料になるので、必ず提出をお願いします。

●対象

対象者（次ページの賦課対象区域内の土地所有者など）には、9月下旬に市から案内通知と詳細な関係書類を送付します。

●受益者とは

負担金を納付する人です。賦課対象区域内の土地所有者またはその土地に権利（地上権、質権、使用貸借または賃貸借権）を持つ人のいずれかで、申告により決定します。

●受益者申告書などの提出

11月30日(月)までに提出してください。なお、申告書などの提出がない場合は、不申告の取り扱いになるので、必ず期限までに提出してください。口座振替を希望する場合は、併せて口座振替納付依頼書の提出をお願いします。

●受益者および負担金額の決定

提出された申告書などに基づいて受益者と負担金額を決定し、翌年3月に決定通知書を送付します。

●負担金の納付

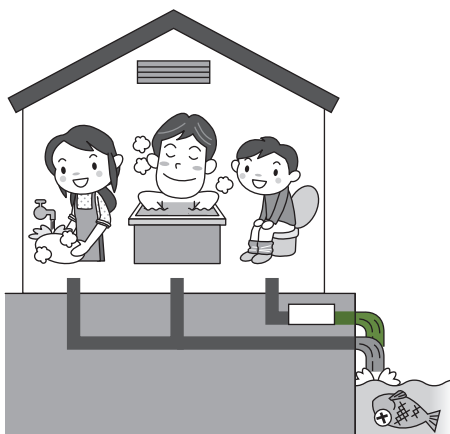
令和2年度に負担金を決定した区域の皆さんには、令和3年6月より負担金の納付が始まります。

公共下水道への早期接続をお願いします

現在、市内全世帯の78.5%にあたる23,008世帯で下水道が利用可能です。私たちがお風呂やトイレ、炊事など、生活のなかで使った汚れたままの水は、そのまま流すと悪臭や環境破壊の原因となります。下水道使用区域内に住んでいる人は、早期接続をお願いします。

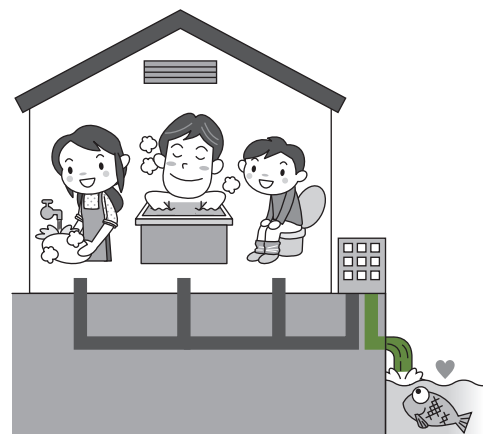
●下水道のしくみ

下水道接続 前



単独浄化槽は、トイレの汚水しか処理しません。お風呂や台所などの汚水は、そのまま川や海にたれ流しになってしまいます。

下水道接続 後



トイレ、お風呂、台所などの汚水を集め、きれいな水にしてから川や海に返します。

賦課対象区域図

(色塗り部分)

賦課対象区域

丁目の全部または一部が賦課対象となる地域
植出町1～5丁目、笹山町1・4～7丁目、新道町1～4丁目、福清水町2・4丁目、踏分町1～2丁目、堀方町1～3丁目、緑町1～4丁目
※通知の届いた人が対象者です。

